

“産別”を名乗り“争議”と言えば、何をしても許される 「連帯労組」関生支部の荒唐無稽な主張

2024年7月18日、「連帯労組」関生支部湯川委員長は、弁護士とともに日本外国特派員協会で記者会見をおこない、この間彼らにかけられた刑事訴追と判決について、自らの立場を正当化する主張を繰り返しました。

「連帯労組」関生支部の

労働組合法（労組法）では、労働組合の争議行為について、民事責任や刑事責任を問わないことが原則となっています。

しかし労働組合が「争議行為」であると言つても、その目的・行動様態が労組法の定める目的・様態から逸脱するものである場合、民事責任や刑事責任が問われることがあります。

「不純な動機」「利権あざり」が主たる目的

ます。

「連帯労組」関生支部が広域協組を被告として提訴した訴訟における大坂地裁判決（2023年11月22日）は、刑事案件の端緒となつた平成29年12月の関西生コン支部の争議行為について「争議行為の目的は、環境整備費の一部が関西生コン支部委員長であった武氏の関係団体や同人が応援している大相撲部屋や女性歌手に流れていることからも逸脱したものであつた事が浮かび上がつています。この間の「連帯労組」関生支部にかかる諸事件の判決では、彼らの「争議行為」なるものが、その目的からも行動様態からも逸脱したものであつた事が浮かび上がつてい

その支払を停止したことから、これに対する報復目的で圧力をかけて、その支払を再開させるものであつた」と、労働組合の争議行為の目的からは逸脱したものと断じています。

恫喝と暴力行為が常套手段の行動形態

ます。

「連帯労組」関生支部が広域協組を被告として提訴した訴訟における大坂地裁判決（2023年11月22日）は、刑事案件の端緒となつた平成29年12月の関西生コン支部の争議行為について「争議行為の目的は、環境整備費の一部が関西生コン支部委員長であった武氏の関係団体や同人が応援している大相撲部屋や女性歌手に流れていることからも逸脱したものであつた事が浮かび上がつてい

「ごまかし」での“世論だまし”

「連帯労組」関生支部の記者会見—その目的と特徴—

は、しきりに「産業別労働組合」との言葉を使い、これまでの多数の刑事訴追と判決について、これを産業別労働組合としての「連帯労組」関生支部の争議行為に対するいわゆる「刑事弾圧」としてを産業別労働組合としての「連帯労組」関生支部の争議行為に対するいわゆる「刑事弾圧」として描こうとしています。

あたかも企業内労働組合であれば「違法」であつても、産業別労働組合であれば「何を目的にしようと何をしようが許される。許さないのは弾圧だ」と言っているかのようです。



「12・12スト」と称して5日間の出荷妨害

したがって、「連帯労組」関生支部の活動がこの正当な争議行為・労働組合活動の範囲内にあるか否かこそが今回の刑事訴追と裁判を評価する視点でなければならぬのです。

しかし、これは事態の本質を見誤り、ごまかすものでしかありません。労組法は、労働組合の組織形態が企業別であると正當な争議行為・労働組合

「60年安保闘争」と言われた頃から、日本の労働運動や民主運動の中に「新左翼」を名乗って暴力・テロをおこなういわゆる「過激派」と称する者達が現れ、彼らの妄動を口実に国民運動に対する様々な規制が強化されました（過激派

の一部幹部は、警察高官から指導を受けたり右翼から資金援助を受けていた）。こうした歴史からも、暴力を事とする妄動を続けることは、民主主義と権利拡大を求める労働者・国民に対する裏切り行為となることを自覚すべきです。

**産業別労働組合でも
ダメなものはダメ**

**「刑事弾圧」とはおこがましい
「闘争目的」と手段の下劣さ
結局は“力ネ目当て”**

活動については、民事免責及び刑事免責を認めて保護しているのであり、逆に、いかなる組織形態の労働組合であつても、正当な争議行為・労働組合活動を逸脱したものについては、当然のことながら、民事責任・刑事責任の発生を認めているのです。

一面記事で紹介した判断が、結論として「本件ストは、法秩序全体の見地からおよそ許容されるべきものとは認められず、正当な争議行為という余地はなく、争議行為に名を借りた業務妨害にほかならない」と判示しているのは、極めて当然のことです。

委員長が個人的に応援している相撲部屋や女性歌手は、「連帯労組」関生支部が労働組合としての正当性を喪失していることの象徴とも言うべき現象であり、そのような関生支部の争議行為・労働組合活動の実態を直視した適切な判断であると言わざるを得ず、記者会見での発言は、この様な事実から目を逸らす為のものでしかありません。